



**ご注意ください!**

以下の対象製品については、販売・購入の際は必ずPSマークの表示が付されているか確認下さい。法令に適合した対象製品はPSマークが付されます。もし、誤って表示のない対象製品をご購入された場合、安全性が確認されていないので、注意が必要です。

※PSマークとは、一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、製品安全法令に基づく基準に適合した製品にのみ、貼付が認められ、かつ表示が義務付けられています。製品安全法令は以下の4つの法律のほか関係する政令等となります。

- ①消費生活用製品安全法
- ②電気用品安全法
- ③ガス事業法
- ④液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

＜製品安全法令に基づく各種PSマーク＞



## PSマークの表示が必要な主な製品例

- 携帯用レーザー応用装置  
レーザーポインタ、レーザー距離計、赤外線放射温度計（レーザーで場所を特定するもの）、レーザー照準器、レーザー猫じゃらし 等
- 乗車用ヘルメット
- 直流電源装置  
ACアダプター、バッテリーチャージャー
- カートリッジガスこんろ



## 個人間取引も販売事業者になり得ます。

対象製品を一時的に譲渡するような場合は、販売の事業には当たりませんが、対価を受けることを条件として、反復継続して対象製品を譲り渡す場合は「販売の事業」となります。

販売事業者となった場合は、製品安全法令の遵守が必要となります。

法令に違反した場合は、罰則が科されます。

## 製造・輸入事業者が実施するリコールへの協力をお願いします。

- リコール情報は、経済産業省のWEBページなどで確認いただけます。

[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/recall/index.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html)



## もっと知りたい方は

本件に関する詳細は、「製品安全ガイド」で検索



製品安全ガイド



問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ製品安全課（電話：03-3501-4707 E-mail：[metipsd-ihan@meti.go.jp](mailto:metipsd-ihan@meti.go.jp)）

